

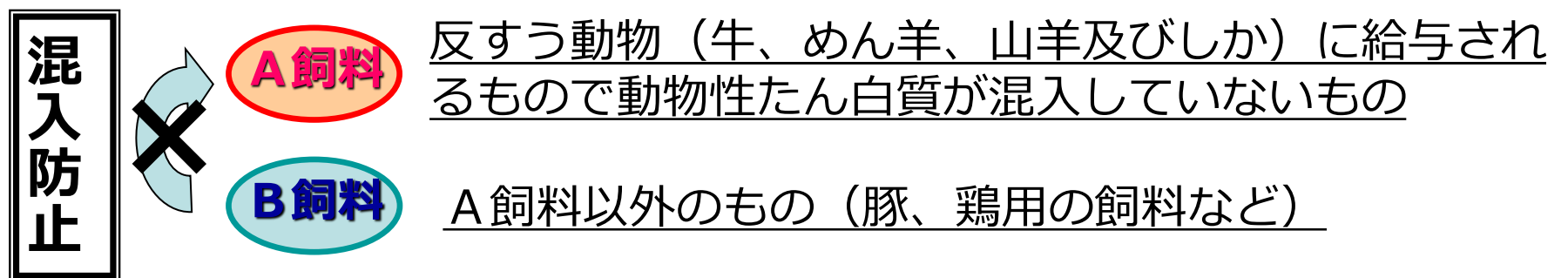
反すう動物用飼料（A飼料）を取り扱う飼料販売業者の皆さまへ

BSEガイドラインの遵守について

牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等の伝達性海綿状脳症の発生防止に万全を期するため、反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン（平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知、以下BSEガイドラインという。）が策定されています。飼料販売業者においても、飼料の保管、流通等においてBSEガイドラインを遵守し、BSE発生防止に努めなければなりません。

1. A飼料の取扱いについて

飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、A飼料とB飼料とを適切な方法により確実に分離するなど必要な措置により、動物由来たん白質等のA飼料への混入防止を徹底しなければなりません。



2. 飼料販売業者が実施すべき主な事項は下記のとおりです。

飼料販売業者においても、A飼料とB飼料を、受入れ・保管・輸送、各段階において確実に分離し、動物由来たん白質等のA飼料への混入防止を徹底しなければなりません。

①飼料の受入れ

- A飼料の受入れに当たっては、当該飼料がA飼料として取り扱われているものであることを伝票等により確認することとする。
- 粉塵等の飛散を最小限に抑えることとする。
- 同時に又は連続してA飼料とB飼料を受け入れないこととする。
- A飼料の受入口（切込口、荷下ろし場所等をいう。以下同じ。）は、B飼料及び動物由来たん白質等の受入口と隔離された受入口を用いる。ただし、包装された飼料等を開封せずに受け入れる場合であって、A飼料の荷下ろし場所とB飼料及び動物由来たん白質等の荷下ろし場所が明確に区分されているときは、この限りでない。
- 受入れに用いる容器、ほうき等のA飼料が直接接触する器具は、専用化する。ただし、専用化できない機器、器具等は、使用前に洗浄クリーニングを実施する。

②飼料の保管

- A 飼料の保管に当たっては、専用の容器を用い、又は専用の保管場所を設ける。
- 飼料等の保管場所においては、色分け、対象家畜の掲示等、出荷等の作業時に人為的ミスを起こさないよう対策を講じる。

③飼料の輸送

- A 飼料の輸送に当たっては、原則として A 飼料又は反すう動物用飼料専用である旨を表示した専用の容器を用いる。
- バラ積み船、海上コンテナ、はしけその他の専用化することが不可能な容器は、A 飼料の積載前に、清掃クリーニングを行い、さらに、B 飼料又は動物由来たん白質等の残存が認められる場合は、洗浄クリーニング等の混入防止対策を行った後に使用することとする。
- A 飼料の輸送に使用する容器のうち、繰り返し使用するトランスバッグ等の容器は、B 飼料の輸送に使用する容器と区分して保管し、定期的又は使用前に清掃クリーニング又は洗浄クリーニングを行うこととする。

④飼料の出荷

- 容器に収められていない A 飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載等する出荷口は、専用化する。
- A 飼料の出荷口は、B 飼料及び動物由来たん白質等の出荷口から十分に離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じる。
- 包装された A 飼料の出荷は、B 飼料及び動物由来たん白質等の出荷と区分して行う。

3. 管理体制について

BSEガイドラインの基本的な指針を効果的かつ効率的に実行するため、飼料業務管理規則を策定し、これを書面化しましょう。また、飼料業務管理規則に基づく業務管理の実施及びその確認については、その内容を記録し、8年間保存しましょう。

【問い合わせ先】

機 関 名	所 在 地	連絡先(TEL)
県央振興局 農業企画課	〒854-0071 諫早市永昌東町25-8	0957-22-0389
島原振興局 農業企画課	〒855-0835 島原市西八幡町8509-2	0957-62-3610
県北振興局 農業企画課	〒859-6325 佐世保市吉井町大渡80	0956-41-2033
五島振興局 農業振興普及課	〒853-8502 五島市福江町7-1	0959-72-5115
壱岐振興局 農業振興普及課	〒811-5732 壱岐市芦辺町国分東触678-7	0920-45-3038
対馬振興局 農業振興普及課	〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224	0920-52-4011
県畜産課	〒850-8570 長崎市尾上町3-1	095-895-2954